

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年7月から5年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年12月まで  
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されている。  
実際に支給されていた給与額は、現在記録されている標準報酬月額よりも多かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年7月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、平成6年1月18日付けで、4年7月16日まで遡って12万6,000円に減額訂正されている上、当該事業所の代表取締役及び従業員26名の標準報酬月額も、6年1月18日付け又は同年1月19日付けで、申立人と同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人の雇用保険の離職時賃金日額（平成4年7月から同年12月までの賃金月額をもとに算定）から算出される賃金月額は、25万5,990円となり、申立期間において、申立人の報酬額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（12万6,000円）に見合う額に引き下げられた状況はうかがえない。

また、当該事業所の元従業員は、「申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、申立人について4年7月16日ま

で遡って標準報酬月額が減額処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 5 年 10 月から同年 12 月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った 6 年 1 月 18 日付けで、5 年 10 月の定時決定処理が行われ、上記遡及訂正後の標準報酬月額と同額（12 万 6,000 円）とされていることが確認できる。

しかし、i) 雇用保険の記録によると、当該事業所における申立人の離職日は、平成 5 年 1 月 7 日とされていること、ii) オンライン記録によると、申立人は、平成 5 年 7 月 20 日に B 共済組合において組合員資格を取得していることが確認できること、iii) 申立人が「A 社を 5 年 6 月頃に退社したと思う。」と供述していることから、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していなかったものと考えられる。

また、当該事業所は、既に解散しており、関係書類（貸金台帳、源泉徴収簿等）の所在も明らかでないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できず、ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同共済組合における資格取得日に係る記録を昭和49年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を49年5月は2万6,000円、同年6月から同年11月までは6万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月20日から同年12月1日まで  
昭和49年5月20日からA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に勤務していたが、被保険者資格取得日が同年12月1日とされている。  
申立期間においても給与から農林共済の掛金が控除されていたので、被保険者資格取得日を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B農業協同組合が保管するA農業協同組合の給与支給明細表及び雇用保険の記録により、申立人は、A農業協同組合に昭和49年5月20日から継続して勤務し、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細表の共済年金掛金控除額から、昭和49年5月は2万6,000円、同年6月から同年11月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、B農業協同組合は、「納付については不明であるが、申立人に係る昭和49年5月から同年11月までの期間の掛金の請求は無かったと考えられる。」と回答しているところ、農林漁業団体職員共済組合は、申立人が49年12月1日に資格取得

したとする組合員資格取得届を保管していることから、同共済組合は、申立人に係る49年5月から同年11月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月21日から同年11月21日まで  
昭和22年4月1日にA社(現在は、C社)に就職し、44年11月21日まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金(申立期間後の昭和45年10月設立)から提出された厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和43年11月21日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、平成15年10月から16年8月までは22万円、同年9月から18年1月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成18年3月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月から18年1月まで  
② 平成18年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で記録されている。給与明細書を提出するので、実際の給与額に見合う額に記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成18年2月28日とされているが、実際は同年3月の初めまでは出勤していたので、同年2月を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成15年10月から16年8月までは22万円、同年9月から24万円と記録されていたところ、17年10月31日付けで、15年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（18年2月28日）まで継続していることが確認できる上、元同僚3名の標準報酬月額も、申立人と同様に17年10月31日付

けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、申立期間において当該遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、滞納処分票により、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる上、元事業主は、「滞納保険料を解消するために社会保険事務所の指導の下で従業員の標準報酬月額を引き下げる処理を行った。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 17 年 10 月 31 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 10 月から 16 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から 18 年 1 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人は、平成 18 年 2 月 28 日まで A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、滞納処分票の平成 18 年 3 月 3 日の事蹟欄において「社会保険の適用についても近日中に進退を決め届け出たいとのこと。」との記載が確認できるところ、オンライン記録によると、当該事業所は、同年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているとともに、同日後の同年 3 月 6 日付けで、申立人を含む 10 名の被保険者について、被保険者資格の喪失日を同年 2 月 28 日とする遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、当該事業所は、上記の適用事業所でなくなった日（平成 18 年 2 月 28 日）以降においても法人事業所であることが確認できることから、当該事業所は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成 18 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日（同年 3 月 1 日）であると認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成 18 年 1 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

## 長野厚生年金 事案 1178

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 23 日から 50 年 3 月 17 日まで  
A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したB社（現在は、C社）から提出された人事記録の職歴欄の、「A、昭和 49 年 3 月入社、同年 9 月退社」との記載及びA社の元同僚の証言から、申立人が申立期間の一部においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の勤務した期間及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。